

| 項目 | 内容 | 詳細 | 関連P | お問合せ先 |
|--|--|---|-----|---|
| 納税の猶予の特例 | 昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、2月以降、売上が減少（前年同月比▲20%以上）したすべての事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予します。法人税や消費税、固定資産税など、基本的にすべての税が対象となります。 | ・2020年2月から納期限までの一定の期間（1か月以上）において、収入が減少※した場合に1年間納税を猶予。 ※前年同期比概ね20%以上 ・担保は不要。 ・延滞税は免除。 | P51 | |
| 税務申告・納付期限の延長 | 昨今の新型コロナウイルス感染症の各地での拡大状況に鑑み、更に確定申告会場の混雑緩和を徹底する観点から、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに、4月17日（金）以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることといたしました。 | ・申告所得税⇒4月16日（木）まで期限を延長 ・個人事業者の消費税(及地方消費税)⇒4月17日（金）以降であっても柔軟に確定申告書を受付 ・贈与税⇒※申告書の作成又は来署することが可能になった時点で税務署へ申し出ただければ、申告期限延長の取扱いをさせていただきます。 | P52 | 国税庁 |
| 国税の納付の猶予制度 | 新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、換価の猶予が認められることがあります。また、以下の事情がある場合には、納税の猶予が認められることがあります。まずはお電話で所轄の税務署にご相談ください。税務署において所定の審査を早期に行います。 | 猶予が認められた場合 ・原則、1年間猶予が認められます。 (状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。) ・猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。 ・財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。 | P53 | 国税庁 |
| 地方税の猶予制度 | 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受けた納税者等、売上げの急減により納税資力が著しく低下している納税者等への徴収の猶予等について、迅速かつ柔軟に適切に対応するよう、地方公共団体に対し要請をいたしました。 | 1. 徴収の猶予 新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合は、申請による換価の猶予制度が認められることがあります。 2. 申請による換価の猶予 新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合は、申請による換価の猶予制度が認められることがあります。 | P54 | お住まいの都道府県・市区町村 |
| 欠損金の繰戻し還付 | 資本金1億円以下の中小企業は、前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付を受けることができます。今般、本制度の適用対象を、資本金10億円以下の中堅企業にも拡大します。 | | P55 | |
| 固定資産税等の軽減 | 1. 固定資産税・都市計画税の減免 中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、事業者の保有する設備や建物等の2021年度※の固定資産税及び都市計画税を、売上の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とします。2. 固定資産税の特例（固定ゼロ）の拡充・延長 現在、中小企業・小規模事業者が新たに投資した設備については、自治体の定める条例に沿って、投資後3年間、固定資産税が免除されますが、今般、本特例の適用対象に、事業用家屋と構築物※を追加するとともに、2021年3月末までとなっている適用期限を2年間延長します。※門や塀、看板（広告塔）や受変電設備など。 | | P56 | |
| 厚生年金保険料等の猶予制度 | 1. 換価の猶予 厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納付すべき保険料等の納期限から6ヶ月以内に管轄の年金事務所へ申請することにより、換価の猶予が認められる場合があります。 2. 納付の猶予 次のいずれかに該当する場合であって、厚生年金保険料等を一時的に納付することが困難な時は、管轄の年金事務所を経由して地方(支)局長へ申請することにより、納付の猶予が認められる場合があります。 ①財産について災害を受け、または盗難にあったこと ②事業主またはその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと ③事業を廃止し、または休止したこと ④事業について著しい損失を受けたこと | | P57 | 年金事務所 |
| 国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）等の取扱いについて | 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う影響を考慮し、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）の徴収猶予等が認められる場合があります。厚生労働省から都道府県に対し、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険関係事務の取扱いについて、下記のとおり示していますので、まずはお住まいの市区町村又は国民健康保険組合にお問い合わせください。 | | P58 | ●国民健康保険料（税）について ⇒お住まいの市区町村の国民健康保険担当課 (国民健康保険組合にご加入の方は、加入されている組合) ●後期高齢者医療制度の保険料について ⇒お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当課 ●介護保険料について ⇒お住まいの市区町村の介護保険担当課 |
| 電気・ガス料金の支払猶予等について | 個人又は企業にかかわらず、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方に対しては、その置かれた状況に配慮し、料金の未払いによる供給停止の猶予など、電気・ガス料金の支払いの猶予について、柔軟な対応を行うことを要請いたしました（4月7日）。 | | P59 | 電気・ガス料金の支払いにお悩みの方は、まずは一度、御契約されている電気・ガス事業者に御相談をお願いいたします。 |